

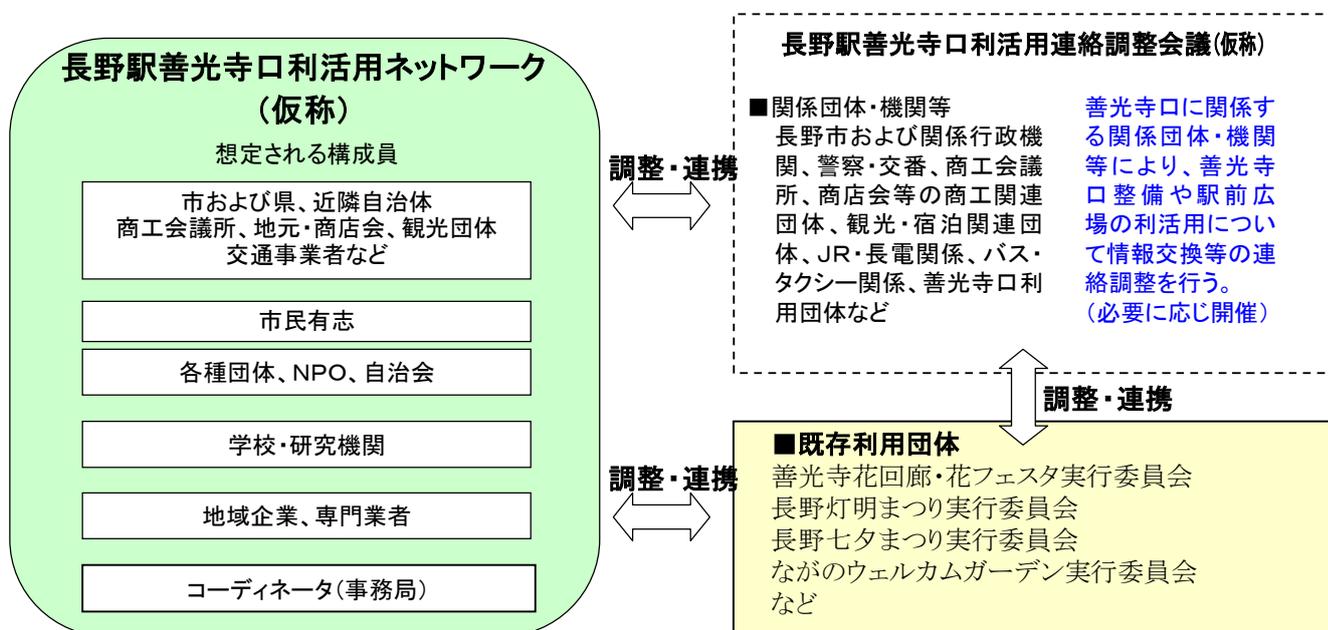
## 長野駅善光寺口利活用ネットワーク(仮称)の設立について

### 【経 緯】

昨年 12 月に長野駅善光寺口景観検討委員会から駅前広場のデザインとともに、駅前広場の利活用に関し、市民を中心とした運営組織の創設が提案された。

### 【目 的】

新たに生まれ変わる駅前広場の利活用に関し、市民が中心となった多様な主体と行政が連携し、それぞれの役割で企画、立案及び実践するため、長野駅善光寺口利活用ネットワーク（仮称）を設立する。

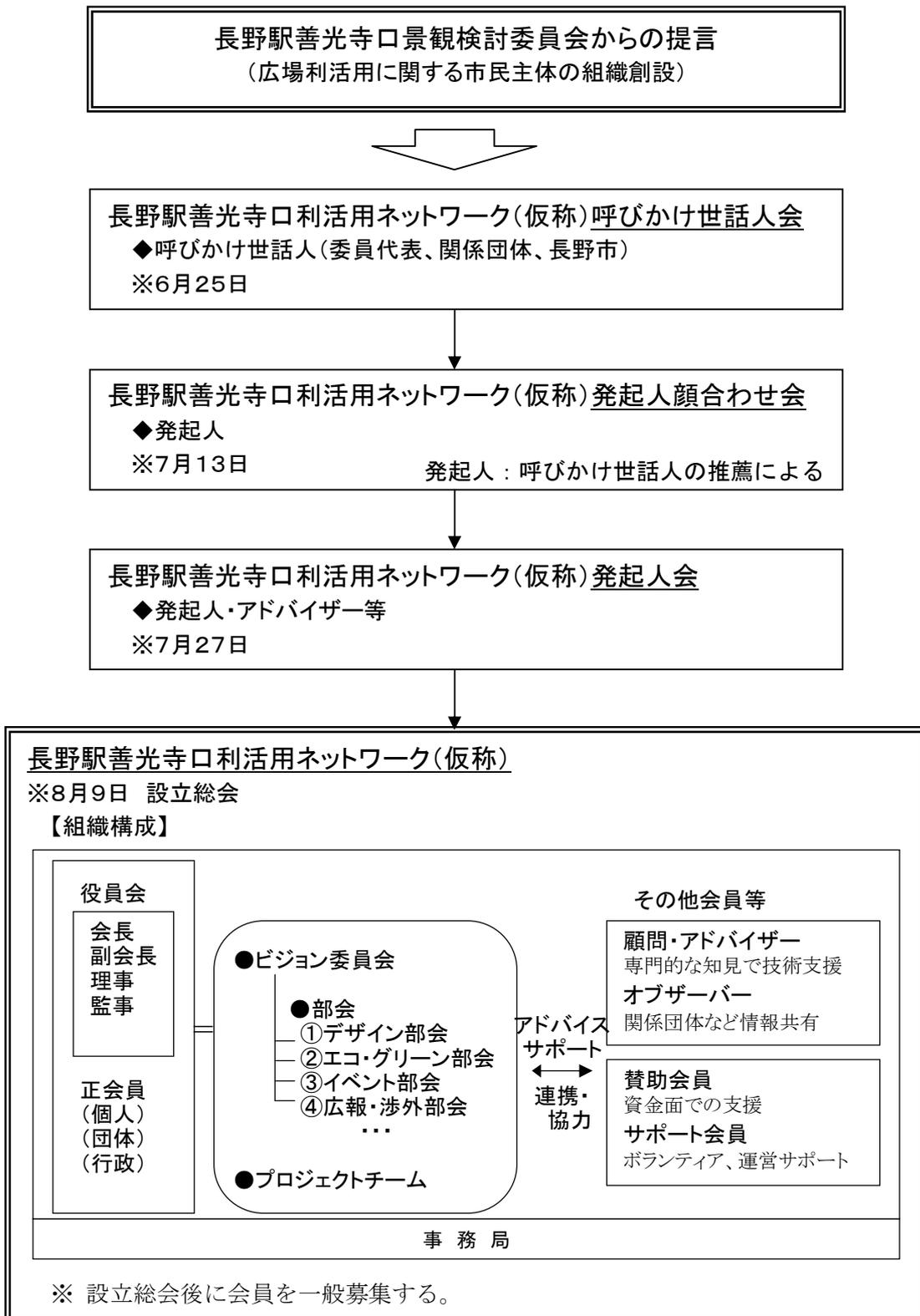


- ・ 市民有志やNPOなどの市民団体、商工・観光関連団体、学校、企業、専門家など多様な主体が自主的に参加し、自らが考え、実践していく新しい組織。行政もこれに協働する。また、将来的には自立して継続的に運営できる公益的の団体を目指す。
- ・ これまで善光寺口を利用してきた団体の活動を妨げるのではなく、日常的な利活用やこれまでになかった新たなイベント等の企画立案し実施していく。

### 【ネットワークの主な活動】

- ① 善光寺御開帳、春夏秋冬のイベント等の駅前広場の利活用に関する企画、立案及び実施
- ② 駅前広場の詳細な施設計画への提言
- ③ その他、本会の目的遂行のために必要となる事業

# 長野駅善光寺口利活用ネットワーク（仮称）発足までのながれ



## ●ビジョン委員会

本会の運営方針や善光寺口の利活用のあり方などを検討し、必要に応じ市への提言などを行う。当面は、会長が委員長となり、他の部会長や会長の指名する者で構成する。

## ●部会

- ①デザイン部会  
善光寺口全体のしつらえデザイン検討などや、他の部会との連絡調整、助言を行う。
- ②エコ・グリーン部会  
花壇や緑化に関する企画、運営する。

## ③イベント部会

- 広場でのイベントや大庇・列柱のしつらえを企画、運営する。
- ④広報・渉外  
活動の周知のほか、関係団体等と調整する。

## ●プロジェクトチーム

必要に応じ会長が構成員を指名し結成。関連する部会とも連携しながら、横断的な活動に取り組む。補助金や委託などの事業の対応などが想定される。

※①～③部会は、広くメンバーを募る。合同部会で進行を共有することも可能。

## 第 1 号議案

### 設 立 趣 意 書

#### 【 設立趣意 】

長野の玄関口である長野駅は、新幹線金沢延伸に伴う本整備によりリニューアルする。この新たに生まれ変わる長野駅善光寺口駅前広場及び周辺関連施設の利活用に関し、市民が中心となった多様な主体と行政が対等な立場のもとで連携し、それぞれの役割で当事者として企画、立案及び実践するため、長野駅善光寺口利活用ネットワークを設立する。

本会の活動にあたっては、長野駅を拠点とした広域的な地域の観光及び経済への波及効果を高めつつ、景観形成や環境保全等も視野に入れた地域社会への幅広い社会貢献をめざし、市民主導型による地域密着と産学官民の協働による運営により、持続的な事業を展開する。

平成 24 年 8 月 9 日

長野駅善光寺口利活用ネットワーク  
設立総会出席者一同

#### 【 背 景 】

暫定整備状態となっている長野駅善光寺口駅前広場については、交通結節点としての機能充実と利便性の向上、魅力づくりを図るため、平成 26 年度末の新幹線金沢延伸までに本整備を行う予定である。

この整備にあたっては、平成 20 年度に長野駅善光寺口整備計画検討委員会を設置し、駅前広場の整備の在り方や基本的な施設レイアウトなどについて検討を行い、平成 22 年 11 月に整備計画を策定した。

また、平成 22 年度には長野駅善光寺口景観検討委員会を設置し、昨年 12 月に駅前広場のデザインについて提言を受け、今年 1 月に駅前広場のデザインを決定した。

この提言の中で、駅前広場の利活用に関し、市民を中心とした運営組織の創設が提案された。

## 第2号議案

### 組織の名称および規約について

#### (1) 組織の名称

長野駅善光寺口利活用ネットワーク

#### (2) 会則

別紙1のとおり

## 第3号議案

### 役員等の選任について

## 第4号議案

### 平成24年度 長野駅善光寺口利活用ネットワーク

#### 事業計画

長野駅を拠点とした広域的な地域の観光及び経済への波及効果を高めつつ、景観形成や環境保全等も視野に入れた地域社会への幅広い社会貢献をめざし、市民主導型による地域密着と産学官民の協働による運営により、持続的な事業を展開するために次の事業を実施する。

- ①善光寺御開帳、春夏秋冬のイベント等の駅前広場の利活用に関する企画、立案及び実施
- ②駅前広場の詳細な施設計画への提言
- ③その他、本会の目的遂行のために必要となる事業

※それぞれの事業の詳細については、部会を開催するなかで具体化する。

## 第5号議案

### 平成24年度 長野駅善光寺口利活用ネットワーク

#### 予算計画

(平成24年8月9日～平成25年3月31日)

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
会費	200,000			5,000円×20人 10,000円×10団体
補助金	0			
寄付金	0			
雑収入	0			
合計	200,000			

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
講師謝金	15,000			5,000円×3回
会議会場費	5,000			
資料代	30,000			会議資料等
通信費	50,000			電話、切手代 インターネット代
報告書印刷費	30,000			報告書等
事務局経費	50,000			連絡・会計等事務手数料 10,000円×5人
予備費	20,000			
合計	200,000			

## 長野駅善光寺口利活用ネットワーク規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この会の名称は、長野駅善光寺口利活用ネットワーク（以下、「本会」という。）という。

#### (目的)

第2条 本会は、市民、市民団体、事業者、学校、行政等の多様な主体が連携した市民主導型による地域密着と産学官民の協働による運営により、長野駅善光寺口駅前広場（以下、「駅前広場」という。）及び周辺関連施設の利活用並びに関連事業等の持続的な実践活動を通じて、長野駅を拠点とした広域的な地域の観光及び経済への波及効果を高めつつ、景観形成や環境保全等も視野に入れた地域社会への幅広い社会貢献に資することを目的とする。

#### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 善光寺御開帳、春夏秋冬のイベント等の駅前広場の利活用に関する企画、立案及び実施
- (2) 駅前広場の詳細な施設計画への提言
- (3) その他、本会の目的遂行のために必要となる事業

### 第2章 会員

#### (正会員)

第4条 本会の正会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会の趣旨に賛同し実践活動を協働する個人で、会長が入会を認めたものは、正会員（個人）となることができる。
- (2) 本会の趣旨に賛同し実践活動を協働する市民団体、企業等の団体で、会長が入会を認めたものは、正会員（団体）となることができる。
- (3) 本会の趣旨に賛同し実践活動を協働する行政団体で、会長が入会を認めたものは、正会員（行政団体）となることができる。

(賛助会員等)

第5条 本会は、正会員のほか、当該事業活動に参加協力できる賛助会員、サポート会員を設けることができる。

(会費)

第6条 本会の会員は、別に定めるところにより、会費を支払うものとする。  
2 会長が特に認めた場合は、本会の会費を免除できるものとする。

(届出)

第7条 会員は、その住所及び氏名（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく本会事務局にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員

(役員の数及び選任)

第8条 本会は、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

- 2 役員は、正会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
3 理事は、役員会において会長の諮問に応える。  
4 監事は、本会の会計の状況を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、3年とする。  
2 交代又は増員による役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問等)

第11条 本会は、役員のほか、顧問、アドバイザー及びオブザーバー（以下、「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等は、会長が任命する。
- 3 顧問等の任期は、3年とする。

#### 第4章 総会等

(総会の種別等)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長又は副会長が行うものとする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 正会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
  - (2) その他会長が必要と認めたとき

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、正会員（個人）及び正会員（団体）現在数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 総会において議決権を有するものは、正会員（個人）及び正会員（団体）とする。なお、正会員（団体）の議決権は、1団体につき1個とする。
- 3 総会の議事は、議決権を有する出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 正会員（行政団体）、賛助会員等及び顧問等は、総会において意見を述べるることができる。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 規約及び諸細則の制定及び改廃に関すること
- (4) 解散及び残余財産の処分に関すること
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(専決処分)

第16条 会長は、総会を招集するいとまのない場合、総会の議決事項について専決処分をすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(役員会の開催等)

第17条 本会の役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

2 役員会の議長は、会長又は副会長が行うものとする。

3 役員会は、会長又は監事が必要と認めた場合、又は役員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合に開催する。

4 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の権能)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第5章 事務局等

(事務局)

第19条 本会は、事務局を長野市内に置く。

2 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

3 本会の庶務及び会計は、事務局長が統括する。

(委員会等)

第20条 本会の業務の遂行にあたり、特定の事項について調査、検討及び実施するための委員会、部会及びプロジェクトチームを置くことができる。

## 第6章 会計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日（初年度にあつては設立の日）から始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第22条 本会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 協賛金、委託金、補助金、寄付金又はその他の収入

## 第7章 雑則

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成24年8月9日から施行する。

## 長野駅善光寺口利活用ネットワーク 会費細則

(趣旨)

第1条 この細則は、長野駅善光寺口利活用ネットワーク規約第6条に規定する会費について必要な事項を定める。

(年会費)

第2条 年会費は、別表によるものとする。

- 2 年会費は、複数年度分を一括して先支払いできるものとする。ただし、この場合であっても、会員の途中退会、本会の解散等の諸事情による返金には応じないものとする。
- 3 正会員となった団体からは、当該代表以外に複数の会員を登録することができるものとする。
- 4 日常の連絡は、メールやインターネットによるものとする。ただし、郵送、FAXによる連絡を希望する会員にあっては、会員区分によらず年間1千円の通信費を支払うものとする。

(入会金)

第3条 本会では初年度の年会費納入を入会時の要件とする。

制定 平成24年8月9日

(別表)

会員区分	年会費
正会員（個人）	個人5千円
正会員（団体）	代表1万円 代表以外1名につき5千円
正会員（行政団体）	会費無料
賛助会員	1口1万円（個人、団体等）
サポート会員	会費無料
顧問	会費無料
アドバイザー	会費無料
オブザーバー	会費無料

長野駅善光寺口利活用ネットワーク 名簿(案)  
敬称略

(別紙3)

区分	氏名	役職・役割	部会等					所属等
			ビジョン	デザイン	エコ・グリーン	イベント	広報・渉外	
正会員	個人	松岡 保正	会長	◎				国立長野高専環境都市工学科 教授 ☆
	団体	宮崎 一治	副会長	○				長野商工会議所 副会頭 ☆
	個人	久米 えみ	理事	○	◎			社団法人 長野県建築士会長野支部 ☆
	個人	小坂 禎二	理事	○			◎	信州エコ資材製品推進協会(SEMPPS) 専務理事
	個人	高木 亜矢子	理事	○		◎		長野市環境審議会地球温暖化対策専門部会 委員
	個人	宮入 賢一郎	理事、事務局長	○				長野市緑と花いっぱいの会 事務局長
	団体	今井 克明	理事	○			◎	長野商工会議所 専務理事
	団体	宮島 章郎	理事	○			○	長野商店会連合会 会長
	団体	倉島 正光	理事	○			○	長野青年会議所 総括副理事長
	団体	内藤 由幸	理事	○				長野駅前商店会 理事長
	団体	中村 哲郎	理事	○			○	長野駅前商店会 副理事長
	団体	中村 利邦	理事	○				ナガノ駅前センター 理事長
	団体	丸山 文昭	理事	○				長野観光コンベンションビューロー 常務理事
	行政	原田 広己	監事	○				長野市都市整備部 部長
							【関係課】 商工観光部産業振興課 課長補佐 花立勝広 商工観光部観光振興課 観光戦略室長 戸谷文規	
アドバイザー		梅干野 成央	建築・デザイン					信州大学工学部助教 ☆
		矢澤 秀成	緑育					ながの緑育協会事務局次長、ながの花と緑そして人を育てる学校校長
オブザーバー		高見澤 忠明	地元					末広町区長
		清滝 慶一	地元					南千歳区長
事務局		長野市都市計画課	事務局					長野市都市整備部 根津次長、部主幹上平、都市計画課 係長桑原、遠山
		宮入 賢一郎	事務局					事務局員:田口義明、小林真幸

◎委員長又は部会長

☆長野駅善光寺口景観検討委員会委員

長野駅善光寺口利活用ネットワーク 組織図 (案)

